

マイカーローン（株ジャックス保証）

（令和3年10月1日現在）

商品名	マイカーローン（株ジャックス保証）									
ご利用いただける方	<p>○お借入申込時の満年齢が18歳以上74歳以下であり、ご完済時の満年齢が79歳以下の方。</p> <p>○安定・継続した収入がある方。</p> <p>○借換の場合は、借換対象ローンで直近6ヶ月以内に返済遅延がない方。</p> <p>○当JAが指定する保証機関（株ジャックス）の保証が受けられる方。</p> <p>○新卒者の場合は、就職先の内定が確定している方。 ※新卒者とは、3月に専門学校、短大、大学、大学院のいずれかの学校を卒業予定で、同年の4月に就職する方をいいます。</p> <p>○その他当JAの定める条件を満たしている方。</p>									
資金用途	<p>○マイカー・自動二輪・除雪機・スノーモバイル・モーターボート等の購入資金及び購入の関連資金。</p> <p>○カー用品、車検・修理・運転免許取得時の費用。</p> <p>○マイカー・自動二輪ローンの借換資金</p>									
借入金額	<p>○10万円以上1,000万円以内（1万円単位）、かつ所要額以内とします。 ※借換の場合は残存一括償還金額を上限とします。</p>									
借入期間	<p>○6ヶ月以上10年以内（1ヶ月単位、元金据置期間を含む。）とします。 ※新卒者に限り、元金据置を可能とし、据置期間は10月から翌年3月までの就職前6ヶ月以内とします。</p>									
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【固定金利型】 当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>【変動金利型】 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>○お借入利率には、年0.68%の保証料を含みます。</p> <p>○金利は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>									
返済方法	<p>○元利均等返済とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（お借入金額の50%の範囲内とし、毎月返済方式に加え年2回ごとの特定月に増額して返済する。）のいずれかをご選択いただけます。 ※変動金利型の返済額は、貸付利率の変更の都度、再計算して新しく定めます。</p>									
担保	○不要です。									
保証人	<p>○株ジャックスの保証を受けていただきます。 ただし、以下の場合、連帯保証人が必要となります。</p> <p>①株ジャックスが必要と判断した場合。</p> <p>②新卒者の場合。</p> <p>③貸出対象者が未成年の場合。（親権者を連帯保証人とする。）</p>									
団体信用生命共済	<p>○ご希望により当JA所定の3種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。 なお、共済掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" data-bbox="459 1680 1268 1848"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.2%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.3%</td> </tr> </tbody> </table>		団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.2%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.3%
団体信用生命共済名	加算利率									
団体信用生命共済（特約なし）	なし									
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.2%									
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.3%									
9大疾病補償保険	<p>○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年0.3%</p>									
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本店金融部信用課（電話：025-765-3122）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p>									

	<p>また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A金融部信用課または J Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）</p> <p>そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
その他	<p>○お申込みの際は、当 J Aおよび㈱ジャックスにおいて所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A津南町